

# EVENTS ~ 9月のイベント情報

**わくわく館**

☎ 01456-2-3048  
 予定表の上段が午前、下段が午後の行事となります

月	火	水	木	金	土
				1 開放 大きいありさん	2 開放 開放
4 開放 開放	5 開放 開放	6 ミルク・ティガーファーム ウル寅	7 開放 開放	8 開放 小さいありさん	9 開放 開放
11 開放 開放	12 開放・身測 開放	13 ココチューバー・ハムハム とらびよん	14 開放 開放	15 ひよこさん 開放	16 開放 開放
18 敬老の日 休館日	19 開放 開放	20 ミルク・ティガーファーム ウル寅	21 開放 開放	22 うさきりんさん 開放	23 秋分の日 休館日
25 開放 開放	26 開放・身測 開放	27 子育て講座 ココチューバー・ハムハム	28 開放 開放	29 開放 母親教室	30 開放 開放

利用時間 相談： 9:00~17:00

広場開放： 10:00~12:00、13:30~16:30

・わくわく通信・行事予定表が日高町ホームページに掲載されています。

「日高町ホームページ」→「ライフインデックス 出産・子育て」

→「関連リンク わくわく館・わくわく通信」

・門別あそびの会を行います。今年度は7月、9月、11月、1月、3月の第3金曜日を予定しています。 場所 もんべつ児童館 10:00~12:00



◎毎週水曜日はサークル開放日です。  
 ◎金曜日の年齢別カリキュラムは専有です。各年齢、発達段階に合った遊びをします。

・「小さいありさん：寝てる子」

・「大きいありさん：ハイハイ」

・「ひよこさん：よちよち歩き」

・「きりんさん：走れる子～就学前」

どこに参加したらよいか分からない場合は、スタッフにご相談ください。

◎今月は、12日(火)、26日(火)が身体測定の日です。

◎9月18日の敬老の日に向けて9月4日(月)より敬老の日ハガキ制作を始めます。わくわく館開放時間内の都合の良い日に作りに来て下さい。ハガキはこちらで用意します。

◎9月の子育て講座は、「こどもとメディアについて」です。講師は札幌第一こどものとも社 藤田 春義さんです。今回の講座は保育サービス講習会(保育の心)も同時に実施します。

開場 9:30~ 開始 10:00

託児の講座になります。

人数把握のため26日(火)までに申し込みをして下さい。

## とみかわ児童館

☎ 01456-2-3044  
 開館時間 9時~17時

- 7日(木) ぬりえのひ
- 14日(木) キラキラちゃれんじ
- 15日(金) カミであそぼう
- 21日(木) スーパーじどうくらぶ
- 27日(水) とねっこおはなし会
- 28日(木) カレンダーづくり

休館日 毎週日曜日、祝日

## もんべつ児童館

☎ 01456-2-5522  
 開館時間 9時~17時

- 1日(金) わくわくちゃれんじ
- 6日(水) 健康教室
- 8日(金) カリンバを弾こう!!
- 13日(水) ニコニコわかばのお話会
- 15日(金) けいろうの日工作会
- 22日(金) わくわく映画館
- 29日(金) カレンダーづくり

休館日 毎週日曜日、祝日

## 門別総合町民センター (福祉センター・スポーツセンター)

開館時間  
 9時~21時

〈福祉センター〉

- 3日(日) ひだかdeコンサート
- 10日(日) 日高町町民芸術文化鑑賞事業 『日高福北寄席』
- 15日(金) 富川小学校開校150周年記念講演会
- 16日(土) 本町地区敬老会
- 17日(日) 富川地区敬老会
- 26日(火) 安全運転管理者等 法定講習

〈スポーツセンター〉

- 10日(日) 日高町卓球協会 門別オープン卓球選手権大会
- 17日(日) 日高町バドミントン協会 フレンド杯バドミントン選手権大会

休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜)

## 門別中央パークゴルフ場

8月1日現在、予定の行事はありません。

## 門別中央スポーツホール

8月1日現在、予定の行事はありません。

☎ 教育委員会社会教育課 施設管理グループ

☎ 01456-2-2451

# シリーズ 災害に備える 第9回「災害情報の伝わり方」

日高町防災ガイドマップから抜粋

## 災害情報の伝わり方

### ！ 災害情報の伝達経路

状況に応じて、気象情報(大雨・洪水などの注意報・警報や台風・地震・津波についての情報)と避難情報は、下図のように町民の皆さんに伝えられます。



災害による被害が拡大するおそれがあり、住民への危険が迫ったときには、状況に応じて町災害対策本部から以下の避難情報が発令されます。避難情報が発令された場合は速やかに行動しましょう。

### 高齢者等避難

#### ！ 警戒レベル3 高齢者等避難

避難に際して時間がかかる高齢者、身体障害者等は避難を開始し、それ以外の人も必要に応じて外出を控えるなど普段の行動を見合わせ、避難の準備をし、自主的に避難する。河川沿いや低い土地など早めの避難が必要な場所の住民は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

### 避難指示

#### ！ 警戒レベル4 避難指示

「避難指示」は、水害等の災害のおそれがある場合に出され、まだ避難していない人はすぐに避難しなければいけません。避難する(時間的)余裕がない人は、生命を守るための行動が必要です。

避難指示が発令されたタイミングで、該当地域にいる人が危険な場所から全員避難することを基本としています。

避難する場合は指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅などに移動する「立退き避難(水平避難)」が望ましいですが、移動する時間がない場合や、洪水や高潮などで高層階が浸水しないと想定される場合は、上層への移動(垂直避難)や高層階に留まる「屋内安全確保」も有効です。出来るだけ早く近くの避難所や安全な場所に避難しましょう。

※「避難勧告」は、安全な場所への立退きを求め、早めの避難を促すために発令されてきましたが、2021年の災害対策基本法改正によって廃止となり「避難指示」に一本化されました。

### 緊急安全確保

#### ！ 警戒レベル5 緊急安全確保

「避難指示」「高齢者等避難」の段階で避難できなかった場合や、状況が急激に切迫して安全な避難が難しくなった場合に緊急的に発令されます。

既に災害が発生して危険が目前に迫り、指定緊急避難場所などへの立退き避難が困難になっています。上層階や近隣の堅固な建物、建物の入り口や窓から離れた場所など、少しでも安全な場所へただちに避難しなければなりません。

これらの基準によらず、気象や水位の情報を総合的に判断して避難指示等を発令する場合がありますので、役場等からの情報に十分ご注意ください。

問 役場総務課 情報防災グループ ☎ 01456-2-5131